

◆継続的取引

一定の期間にわたって取引関係の存在が前提とされているときは、共通する契約条項を抽出した「取引基本契約」を相互に交わしておく、迅速・簡略な取引に役立つし、広く行われている。

商品の仕様・価格・納期・納品場所・受渡条件等各個の取り決めは、これと切り離して、別に定める「個別契約」でもってフレキシブルに対応ができる。

共通事項となるのは、取引の目的、適用範囲、個別契約の定めと契約成立の時期のほかは、価格の決定方法、受入検査と権利の移転、検収、品質保証、滅失等危険の移転、支払(相殺)、遅延損害金、瑕疵(かし)担保責任、製造物責任、再委託の禁止、権利義務の譲渡等の禁止、不可抗

力による免責、秘密の保持、知的財産権の保護、中途での解約、期限の利益の喪失、本契約または個別契約の解除、連帯保証、有効期間、終了後残存の規定、管轄裁判所の合

合意の排除)は後から加わったりしている。  
 ◆修正の必要  
 共通事項について、民法(債権法)の改正に伴う修正が必要となった。

取引基本契約の検討



意、定めなき事項の協議等が定番であった。  
 新しくは、反社会的勢力の排除、最低取引量の保障、完全合意(取引基本契約以外の

【遅延損害金】  
 利率の約定がなかった場合、法定利率適用となるが、年5%から変動制の年3%に下がっている。「賠償額の予定」は、裁判所も額の増減が促す役割を果たしてきたが、廃止となり、約定利率の扱いには、下請代金支払遅延等防止法の定め(下請代金の遅延には親事業者は年14・6%の遅延損害金を支払わなければならない)に対する配慮が必要。

【瑕疵担保責任】  
 従来からの「隠れた瑕疵」の概念が、「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」に変わった。これは、単に言葉の使い方の問題ではなく、担保責任の捉え方が転換され、基本ルールも様変わりしている。担保責任の追及方法は損害賠償請求および解除権の行使に追完請求と代金減額請求が加わったこと、受入検査後6カ月以内に契約不適合である旨を通知するなど。

【連帯保証】  
 個人を連帯保証人にする場合は、根保証となるため、一定金額(極度額)の範囲内で責任を負う旨を定めておかないと、無効とされる。

◆追加の動き  
 【環境保全の遵守】  
 双方が地球環境の負荷を軽減し合うことを宣言し、禁止物資の取扱いを排除する。  
 【表明保証】  
 一方が他方に対して、契約の主体、目的物の内容、状態について、真実であることを表明し保証する。会社が契約を締結する権限を有し履行する能力を有していること、目的物につき権利侵害や紛争状態にないことなど。

【通知義務と解除権】  
 取引基本契約は、情報を交換し協働を旨としており、強い信頼関係がなければならぬ。相手方において、合併、会社分割、株式の発行・交換・譲渡等に重大な変更が生じた場合、取引を解消するかの問題になる。  
 (弁護士・浦田益之)